

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

1 国選弁護制度の重要性

国選弁護制度は、刑事弁護を必要とする市民の弁護人依頼権という重要な基本的人権（憲法第37条第3項）を担保するための制度である。実際にわが国の刑事裁判は、重大事件を含めその大半が国選弁護人によって担われており、国選弁護活動の充実は、適正・迅速な刑事裁判を実現し被疑者・被告人の権利保障を十全なものとするために、不可欠である。

このように国選弁護制度は、国民の基本的人権を保障するための極めて重要な制度であり、その機能は将来にわたり安定的に維持されなければならない。

2025年(令和7年)7月には、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書が作成された。特に国選弁護に関していえば、近年では、9割近い被疑者が捜査段階において国選弁護人を選任し、ほぼ全ての事件において24時間以内に国選弁護人が指名されること等、その堅調な利用が確認された。

2 予算措置の必要性

それにもかかわらず、国選弁護業務のための予算は160億円前後と極めて僅少な額で推移している。膨張を続ける100兆円規模の国家予算に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

当会もこれまで、国選弁護が被疑者・被告人の権利擁護のため、憲法上必須の制度であるとの認識の下、当会で予算を組み、当番弁護士制度や取調べ立会いの援助制度、罪に問われた障がい者等に対する刑事弁護費用等の援助制度を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。

しかし、その財源にはおのずと限界があるところ、これらの諸措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来全て国費によるべきものである。前記協議会で取り上げられた多岐に亘る新たな刑事弁護活動を含めて、国費で賄われることを前提に、これを支える確固とした予算措置の議論が必要不可欠である。

3 不合理な報酬体系

そして、かかる議論の中で、そもそも現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用が極めて不十分であることの抜本的な解決も図られるべきである。

現行の報酬体系は、弁護人が尽くした多大な労力や獲得した成果を正当に

評価していないという問題点がある。

いくつか例を挙げると、①被疑者段階では、基準接見回数を超えて熱心に接見を重ねても加算額が逡減される、②被告人段階では、追起訴加算は事件数に関わらず1回のみに制限され、公判加算報酬も極めて廉価、被告人段階の接見は何回・何時間重ねても接見回数に応じた手当てが全く存在しない、通訳を要する事件でも加算は存在しない、一審の否認事件では加算は存在しない、③被疑者・被告人の家族等関係者との密な連絡調整、再犯防止・社会復帰に向けた福祉専門職と連携した環境調整などにいくら時間と労力を費やしたとしても報酬に一切反映されない、実費も全額支給されないことがほとんどであるといった点が挙げられる。

このように、現行の報酬体系は、熱心に活動する者が自らの多大な負担において国選弁護制度を維持するという極めて不合理な状況を招いている。

4 物価上昇等が反映されていないこと

その結果、標準的な国選弁護事件における報酬は、1件あたり数万円から十数万円程度にとどまるなど、適正な弁護活動を行うために必要な対価としては非常に低額な状態が続いている。

加えて、日本司法支援センター(法テラス)発足から約20年間が経過し、この間、最低賃金は約1.6倍となり、消費者物価指数もここ5年で10パーセント以上上昇するなど高騰したにもかかわらず、国選弁護報酬はほとんど据え置かれている。

5 費用について

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。

しかし、現行の国選弁護費用体系では、当事者鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されているのである。

6 今後の影響等について

この様な状況が続けば、当初より低廉であった国選弁護報酬の額が実質的な減額と評価され、国選弁護の担い手を確保するに当たり大きな障害となるばかりか、国選弁護人が本来行うべき活動を費用の観点から行うことができないという事態にもつながりかねない。

実際に当会としても、名簿登録者数が足りないことにより一部の会員に過重な負担が加わる、控訴審の名簿登録者の減少により弁護人の選任がスムー

ズに行われないなどの問題が生じてきているところである。

7 結論

よって、当会は、被疑者・被告人の権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）8月14日
香川県弁護士会
会長 松 本 龍 太